

令和元年木造建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等について

1. 合否判定基準

木造建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和元年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

設 計 課 題	「専用住宅（木造2階建て）」
採点のポイント	<p>(1) 架構計画（平面計画に対応した柱、横架材、小屋組等の構成）</p> <p>(2) 耐震性に対する配慮</p> <p>(3) 木拾いに関する知識</p> <p>(4)・柱杖に関する知識（柱杖図を選択した場合） ・矩計に関する知識（矩計図を選択した場合）</p> <p>(5) 要求図書の表現</p> <p>(6) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合 ①要求図書のうち図面が1面以上未完成 ②図面相互の重大な不整合</p>
採点結果の区分	<p>○採点結果については、ランクI、II、III、IVの4段階区分とする。</p> <p>ランクI：「知識及び技能」※を有するもの</p> <p>ランクII：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクIII：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p>ランクIV：設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>※「知識及び技能」とは、木造建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基礎的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクI、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクI：59.4%、ランクII：2.8%、ランクIII：28.6%、ランクIV：9.2%</p>
合 格 基 準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。